

平成20年度第2回 青森県行財政改革推進委員会  
議 事 概 要

開催日時 平成20年9月11(水) 10時15分～12時15分  
開催場所  
会議次第 1 開会  
2 議事  
青森県行財政改革大綱一次素案について  
3 閉会  
出席委員 木立委員長、石田委員、小形委員、須藤委員、辻委員、鶴海委員、藤村委員、  
柳澤委員、若山委員 (以上9名)  
県側出席者 海老原総務部長、吉田行政改革・危機管理監、阿部総務部次長、小寺総務部次長、  
福田財政課長、石川行政経営推進室長ほか

議事要旨

1 開会

小笠原行政経営推進室副参事：ただ今から、平成20年度第2回青森県行財政改革推進委員会を開会いたします。

本日は、委員12名中9名の御出席をいただいております。熊澤委員、竹鼻委員と長根委員がご都合により欠席されております。

それでは、早速ですが、ここからの議事については、木立委員長にお願いいたします。

2 議事

木立委員長：それでは、議事に入ります。本日の議題は、前回に引き続き「行財政改革大綱一次素案」についてです。今回が、この委員会としては一次素案について審議する最後の機会となります。

本日の審議の進め方についてですが、初めに、前回時間の都合で県側の回答が得られなかった質問等について、まず県側のご説明をいただきます。その後、事前意見等も含めてご意見・ご質問等を頂くこととしますが、審議を効率的に進めるために「青森県行財政改革大綱一次素案」の構成に即して、第1章、第2章とその章に関する質問の順に進めて参りたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。

それでは、前回の石田委員、小形委員、須藤委員のご質問に関して、県側から説明をお願いします。

< 前回議事に関する補足説明 >

福田財政課長：並行在来線に係る鉄道資産を無償譲渡できなかった場合の県財政への影響についてご説明いたします。

東北線八戸・青森間の鉄道資産については、平成8年度時点の簿価で約160億円ということですが、県としては、JR東日本からの譲渡に当たっては、無償あるいはできるだけ低廉な価額での譲渡を申し入れているところであります。このため、財政見通し上、当該経費を見込んでおりませんが、仮に、有償で取得することとなった場合には、最大限の財源対策について検討する必要が生じるものと考えておりますが、いずれにしても、現時点においては、取得に当たっての

財政負担の有無も含め、その所要経費を確定的に見通すことができない状況にあることを御理解願いたいと思います。

柏木企画課総括副参事：小形委員のご意見についてご説明いたします。県民所得の向上について全国中位クラスの目標を掲げてはどうかというご意見をいただきました。大変ありがたいご意見を頂戴したと思っています。

今回の「次期青森県基本計画素案」では、生業（なりわい）に裏打ちされたというところを前面に出してありまして、ご指摘いただいた仕事を創るということが、まさにこれから重要になってくるという認識が基調として貫かれているところです。基本計画素案の中に4分野を書いておりますが、そのひとつが「産業・雇用分野～仕事づくりと所得の向上」となっております。

具体的な県民所得を取り上げるべきというご意見については、現在まだ調整中ですが「夢への羅針盤」という章の中で、こういった指標を置くかについて、青森県総合計画審議会において今後議論することになっております。いただいたご意見も含めて、審議会の方で議論していただくよう、事務局として伝えたいと考えています。

それと合わせて、農業政策が重要というお話もありましたが、付け加えさせていただければ、素案の中で、「食産業の充実強化」という切り口を前面に打ち出しております。

こういった形で、仕事づくり、生業づくりを基本計画の中で打ち出していこうとしています。立澤健康福祉政策課課長代理：健康福祉部では、子育て支援を担当しております。少子化についての前回の須藤委員のご質問にお答えします。

少子化対策の記載についてですが、大綱一次素案の中では特に記載はしておりませんが、これと一体をなす「次期青森県基本計画素案」の中で記載しております。「安全・安心、健康分野」の中で「子どもを産み育てやすい環境づくり」の項目を設け、「ワーク・ライフ・バランスの実現による子育てと仕事の両立を支援するとともに、地域社会全体で子育てを支え合う体制を整えるなど、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりを推進する」と記述しております。

次に予算上の措置についてのご質問ですが、平成20年度において、「子どもを産み育てやすい環境づくり」に係る総額としては、122億6,656万4千円を計上しております。内訳と申し上げますと、「社会で支え合う安心子育ての推進」で77億3,447万8千円、「様々な環境にある子どもや家庭に対する支援の充実」関係として36億3,281万6千円、さらに「親と子の健康増進」関係として8億9,927万円を計上しているところです。

#### <第1 行財政改革の基本的考え方>

木立委員長：続きまして、事前意見等も含めてご意見等を伺いたいと思います。先ほど申し上げたとおり、今回が、大綱一次素案についての最後の審議となりますので、充実した審議にしたいと思います。次期青森県基本計画と青森県行財政改革大綱は、密接な関係があるわけですがけれども、委員の皆様には、大綱一次素案についてのご意見を反映させられるよう、ご協力をお願いします。

それではまず、大綱一次素案の「第1 行財政改革の基本的考え方」についてご意見を頂戴したいと思いますが、前半部分は2月の本委員会で大綱の基本方針としてご了解いただいておりますので、新たに加わった「推進方法」についてご意見ををお願いします。

石田委員：質問ですが、これまでの5カ年の取り組みの中で、当初予想していたよりもはるかに少ない地方交付税になっていると伺いました。その中で、とりわけ、三位一体改革が県財政に与えた影響はどの程度あったのかについて、伺います。

福田財政課長：これについては、資料を配付させていただき、ご説明したいと思います。

(「『三位一体の改革』による本県財政への影響」を配布し、これに基づいて説明)

## <第2・ 公共サービス改革>

それでは、「第2 行財政改革の取組方策」に入りますが、まず「 公共サービス改革」についてのご意見ををお願いします。

石田委員：意見として申し上げます。一次素案では、県の事業を民間へ移行あるいは委託し、さらには市町村にも委ねていくというかたちで、事業の大きな見直しをしております。財源が厳しいという状況なので、移行の際に財源がかなり切りつめられるのではないかと危惧する部分もあります。一次素案の中には、人も金も十分考えながら対応していくと記載されているので、是非その方向性を貫いて移行に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

木立委員長：ほかに、いかがでしょうか。

柳澤委員：指定管理者制度がスタートしましたが、課題もいろいろと見えてくるようになったと思います。民間企業が参入した場合、自治体出資法人などの職員は解雇される可能性もありますが、行政からの出向職員であれば元のところへ戻れるので、出向職員より積極的に自治体出資法人の職員を雇用するようにはすべきではないかと思えます。しかし、行政も職員削減の真っ只中であり、人件費を増やすわけにもいかないのが、難しい面もあるとは思いますが、一考をお願いしたいと思います。

もうひとつ、自治体で管理していた建物の中には、建設する際に使い方の制約があったり、実情に即した使い方がなかなか出来ないものも多いので、運営面でもう少し自由度を高めていき、利益があがったら指定管理者側にも報酬があり、もちろん自治体にも一部還元できるような、インセンティブ契約のようなことができないだろうかと考えています。

石川行政経営推進室長：指定管理者制度については、県の公の施設の管理運営をより効率的に行うため既に導入されており、今年度が切り替えというところが多いのですが、委員からお話があった点については十分留意していきたいと考えています。

また、一次素案の中にも記載したとおり、既に指定管理者制度を導入している公の施設については、管理運営状況のモニタリングを通じ、サービスの向上及び適正な管理運営を推進したいと考えております。

柳澤委員：公共施設で適正な受益者負担ができてきているのかは疑問で、非常に安いのはいいんですけども、ある意味でキチンとした価格を設定することが重要だなと思っています。

未使用資産については売却が大きく取り上げられていますが、賃貸というかたちで活用することは難しいのでしょうか。

福田財政課長：公共施設の利用料についてですが、受益者負担のそもそもの考え方としては、行政サービスの提供に当たっての住民負担の公平の確保であったと思います。その意味で、県の施設にどれだけの行政コストがかかっているのかを、県民にキチンとお示ししていかなければならない。その次に、そのコストを誰が負担するのかを考えた場合、そのサービスを全く受けていない人を含めて全員で負担を分かち合うというよりは、一定程度、受益者を中心に負担していただくことが、一般的にはあるべき姿であろうと考えます。そういったことから、大綱一次素案では、「受益者負担の適正化」で、社会経済情勢の変化を踏まえながら、見直しを進めていくと記述しております。100%受益者負担であれば、民間でやっていただくのも本来の姿なので、行政目

的との兼ね合いも踏まえながら、適切な行政負担の分かち合い方を考えていきたいと思ひます。

海老原総務部長：未利用財産の賃貸・売却については、我々一懸命やっぺいかなければいけないと思ひています。現在、老朽化している職員公舎についてですが、ポツポツ空いても民家に貸すとかできないので、住んでいる職員に移ってもらうことで一棟まるまる空けて、民間に売却するとか賃貸しようと、検討を進めているものがあります。大綱一次素案の中でも、遊休資産の売却・賃貸によって県財政の健全化に努めようと思ひています。

また、指定管理者制度について契約の弾力化が大切だというお話がありました。がんじがらめのまま民間に委託しても県民の使い勝手がよくなるか、収益あげようにもいろいろ制約があるとか、これも、関係部局と議論させていただき、方向性を出すことが大事であると思ひています。ただ、野放図にして民間施設みたいになっても、県民の方に不都合が出てはいけなないので、どこまで緩めて、どこまでを公共のサービスとして線を引くのかという見極めをしていけななくてはならないと思ひています。

本県の例では、浅虫水族館がある程度弾力的に指定管理者に任せることで収益を上げた成功事例として実は全国でも大変評価されています。こうした成功事例を他の施設に広げていくような取り組みが大事だと思ひておりまして、本大綱を進めていく中でしっかりやっぺいきたいと思ひております。

木立委員長：ほかをお願いします。

鶴海委員：前回もご意見ということでご質問を含めて申し上げたと思ひのですが、これは意見ということでもう一度言わせていただきたいと思ひます。

民間移譲、民間への移行は大変いい話だということで、ぜひ推進をということをお願いしたいと思ひのですが、前回のお答えでは、県外資本と県内資本で、県内の資本を育成するということが大事だということも含めて表現がなかなか難しいというお話だったと思ひます。ご意見はごもっともだと思ひますので、あえてそこで修正する必要はないと思ひますが、マクロ的な話を申し上げますと、当地の経済は、県も含めて、はっきり申し上げて、お金がないということだと思ひます。県内資本に関して、やはり相当脆弱化してきているというのが実態ではないかと思ひます。そういう面で言うと、この地域に県外からいかに資本を注入するか、ないしは、それにあわせて人的資源を注入するかということは大きな課題であると思ひています。そういう面では、これは政治的にもなかなか難しい議論かもしれませんが、県内と県外が対立構図になって、県内資本優先という議論をだけされることは是非やめたほうがいい。むしろ、県内資本にやっぺいいただくためにも県内資本と県外資本を連携させて、知らない知識も含めて注入、連携しながら、人とお金を注ぎ込んでくるというくらいのお気持ちでやっぺいいただきたいと思ひます。県外資本を排除しないということもそうですし、県内資本のためにも県外資本のお金の面での注入と人の面での注入を受け入れながら、連携させながら民間移譲していくという姿が重要だろうと。マクロ的に見ては、それしかないのではないかと私は思ひていますので、是非そのところ、移譲される際の選定ないしは移譲の仕方において、注意深くといひますが、配慮していただいっぺいいただきたいと思ひています。これは意見でございます。

木立委員長：特に回答は求めないということで、よろしいですか。

鶴海委員：そういうことを気持ちを込めて書いていただくと私は大変うれしいですけれども、それはお任せいたします。

石川行政経営推進室長：ただいまの貴重なご意見につきましては、実際の運営に当たりまして十分

留意していきたいと考えております。

木立委員長：ほかにご意見はございませんか。

藤村委員：資料1「青森県行政改革実施計画に係る取組実績について」を読ませていただいて、それに関連しての公共サービス改革についての質問と意見です。

資料1の「(6)事務事業等の見直し」の中で、各種協議会等への関与の見直し(10団体の廃止等)と書かれてありますが、現在、県ではどのくらいの協議会に関与なさっているのか。また、あわせて、一次素案にある、本来の役割分担、本来の事務事業という重点化を進めていくためには、各種協議会への関与のあり方はすごく切り詰めなければならない部分ではないかと私は思います。その関係で、全廃とまではいかないでしょうけれども、そういう意気込みの度合いをお聞きしたいと思います。

石川行政経営推進室長：非常に大事な視点であると思います。現在の行革大綱に係る取組実績ということになります。各種協議会の関与の仕方としましては、県に事務局を置く協議会と、県が参加している協議会とがございます。それぞれ行革開始時点で見直し対象になったものが、県に事務局を置く協議会については37団体、県が参加している協議会は33団体ということになってございます。

この実績としては、県に事務局を置く協議会の見直しについては、廃止が10件、負担金の縮減などを含めましてトータルとしては35件の見直しとなっております。また、県が参加している協議会につきましては、退会が20件、負担金の縮減等が12件で計32件となっております。

各種協議会への県の関与の見直しにつきましては、各種協議会の目的が時代にそぐわなくなっているものについては積極的に廃止、退会するなど、業務の重点化の一環として今後とも進めてまいりたいと考えてございます。

木立委員長：ほかにご意見を申し上げます。

柳沢委員：「イ その他の連携・協働」について、お願いと意見を2点申し述べさせていただきたいと思います。

今後、地域の自立に向けて、市町村自身の企画力がすごく重要になってくるのではないかと考えています。ここに「県職員と市町村職員の交流による資質の向上を図るために人的交流をする」ということは書いてありますが、もう少し突っ込んだ形で、企画政策部門の調整会議を定期的にやるとか、このぐらいまできちんとやっていく必要があるのではないかと感じています。

もう一点、市との連携というのはよく言われていることですが、身近な例として感じたのは、市の事業で高校生や大学生をターゲットにした人材育成事業に取り組んだときに、県とのいろいろな連携をもっと持てればより効果的なものになるだろうと感じたことです。全県的にまたがってやる方が効果的な事業に関しては、例えば校長会議に参加されている先生方の協力も必要となるわけで、このような場合はある程度対象者を絞り込むと同時に、広報などをうまく進めていく方法を考える必要があると思います。そのときには、早い段階で対象者の絞り込みと働きかけをきちんとやっていかなければなりません。そうしていかないと、良い事業を作ってもなかなか効果的な事業にならないのではと思います。市町村・その他の連携・協働のところでは具体的にやるべきことがたくさんあるのではないかと考えています。

阿部総務部次長：ご質問の趣旨は2点ぐらいあったと思います。最初の市町村職員との人事交流に

ついてですが、具体的には「引き続き」と書いています。実は、現時点で既に市町村から相当数の職員を受け入れており、受入れの際には、市町村からのご希望を聞いて配置する所属を決めるなど、これまで大分充実、強化を図ってまいりました。また、市町村で今これをやりたいが人材がないという場合には、逆に県職員が各市町村に行ってお手伝いするという形で行っております。

それから、人材育成事業のお話がありましたが、現に今、企画政策部では、人材育成の観点から、人材育成に携わる市町村、NPO、学校等を含めて、その他の実務的なテーブルも設置しております。そういう形で県と市町村とNPOと一緒にやっという取り組みは至るところで行われており、そういう中で、市町村の方ともお互いに意見を出し合いながら、市町村職員の方の企画力を向上させるとか、そういった形で仕事を進めさせていただいております。

木立委員長：ほかにご意見はありませんか。私から、一点申し上げます。

本日欠席の長根委員から、「ウ 民間との協働・連携の推進」の箇所で、「社会貢献提案をマッチングする新たな制度」について質問をいただいております。そのほかにも前回、熊澤委員から、「アウトソーシング」について質問がありましたし、「アダプトプログラム」や「指定管理者制度」も、一般県民の視点からみてもっとわかりやすい何らかの工夫が必要ではないかと、考えています。これは最後に、ほかの箇所も含めていただければと思います。

ほかに、どうぞ。

若山委員：「(4) 県立病院の改革の推進」についてですが、地方公営企業法の全部適用による経営改善の状況等を踏まえつつ、の意味について説明いただきたいと思います。

もう一点、「3 の公社等の見直し」の中の「ア 経営の健全化」についてですが、具体的な経営の指標を示していただいているのか、あるいは、経営の効率化をどこまで図ればいいのかというのが判断できないという公社側の実態もあるように聞いていますので、それら2点を教えていただきたいと思います。

阿部病院局運営部副参事：県立病院の改革の推進についてですが、本県では、県立中央病院、つくしが丘病院の2つの病院において、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用を行っております。

全部適用というのは、以前は、法律上、財務に関する規定だけを一部適用していたのですが、今回、病院事業管理者を設置いたしまして、組織、職員の任命制度など包括的な権限を管理者に与えるという規定を全部適用して、現在、病院の経営改革をしております。

この中であわせて、県立病院改革プランを平成18年12月に策定し、平成19年度から平成22年度までを取組期間として、主として県立病院の診療機能の向上、さまざま今年4月から県立中央病院にがん診療センターでございますとか、循環器センターでございますとか、県民の三大死因に対応する疾病の総合的な対策、そういった診療機能の向上のほかに、経営の關係に關しましても、契約内容でございますとかさまざまなものを見直して経営の収支改善を図るといったことを実施しております。平成19年度決算では、実質ベースで申し上げますと、過去最高となる7億円の黒字を中央病院でも確保しております。

そうした取組を平成22年度まで実施し、平成23年度以降の県立病院の改革については、今の公営企業法の全部適用という経営のやり方によって、どういう経営改善や医療機能の見直し等が可能であるのかなどを踏まえて、新たに計画をつくりますので、その中で具体的に病院機能の向上や経営基盤の強化・確立といったものを進めていくという意味で記述しております。

石川行政経営推進室長：公社等の改革についてですが、現在、経営の健全化の取組といたしましては、点検評価委員会という第三者機関に審議していただいています。県では経営評価シートや決算書類を各公社から提出していただきまして、県のみならず、第三者の民間有識者の目でそれぞれ評価、あるいは改善の方向を打ち出していただき、それに基づきまして、県のほうで公社等に指導するという格好になってございます。こういった取組を今後とも引き続き継続していきたいと考えてございます。

若山委員：評価した上で改善の方向を出すという取組ということですね。わかりました。

## <第2・ 県庁改革>

木立委員長：それでは次に、県庁改革についてのご質問・ご意見を賜りたいと思います。

石田委員：2点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、地域県民局の再編の関係です。とりわけ、健康福祉こどもセンターなどで行われています保健所、あるいは福祉事務所の仕事の関係とか、児童相談の関係とか、地域密着で行われている仕事だと思っています。そういった仕事をさらに再編して集中していくということでの提案などがされておりますので、そういう意味では、地域密着型ということと、どういうぐあいに進めていくかはポイントになってくる部分があるのではないかと考えています。

大綱の中では、住民の利便性に十分配慮してやっていきますということが打ち出されていますので、ぜひここで提起されている趣旨を生かしていただきながら取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っています。

あわせて、そこで働いておられる方々もおられますので、そういう意味では、実施に当たっては、関係する労働組合とも十分相談をしながら取り組んでいただくようお願い申し上げたいと思います。

阿部総務部次長：地域県民局の再編に当たって、大綱では、住民の利便性に十分配慮すると書いてあります。これまでも、県としていろいろな機関の再編をするに当たっては、常に住民の利便性は損なわないようにやってきたつもりでございます。昔と違って、交通機関の状況とか道路状況、またIT機器の普及ということもございまして、仕事のやり方をできるだけ工夫して、住民の方々にはご不便をかけないような形でこれからも再編を進めてまいりたいと思っております。また、その点に関しては、職員にも十分周知は図っていききたいと思っております。

木立委員長：ほかに。

若山委員：「(ウ) ITを活用した事務処理の推進」の中で、申請、届出等の行政手続きに係るオンライン化の拡大ということが書いてあります。1つは、ペーパーレスというのがありまして、民間ではかなりコストの削減で成果を上げています。それに対する取組はされるのか、あるいは、どういう状況にあるのかということが1点。

それからもう一つは、電子申告の関係の取組です。申しわけないですが、税務署など国からみれば地方はかなり遅れているという実態にあると思いますので、その辺の方向性について教えていただければと思います。

原田政策調整課課長代理：企画政策部でございます。私から、電子申告、行政手続きのオンライン化について、現状と今後の取組についてご説明をさせていただきます。

現在、県のほうでは行政手続きのオンライン化というのを進めてございます。進めるに当たりましては、年間申請・届出件数が300件以上ある手続き、県民にとって、いわゆる身近な手続

きを選んで実施するというところで考えてございます。現在、平成19年度末現在で55の手続きがオンライン化してございまして、今後、平成22年度までに138の手続きをオンライン化するということで考えてございます。

石川行政経営推進室長：ペーパーレス化は古くて新しい取組でございますけれども、例えば、県庁内部では両面コピーを徹底する、あるいは、片面のコピーであっても裏面を再利用するという形でかなり前から取り組んでおり、本庁、出先を問わずかなり浸透しているかと思えます。本日お配りの資料も、両面のものが多いと思いますが、引き続き、これは職員の意識の問題が非常に多いところですので、業務の効率化とあわせて、このペーパーレス化も推進してまいりたいと考えてございます。

若山委員：先ほどの質問で、電子申告に対する取組の回答がなかったのと、ペーパーレスということは紙を使わないということですので、ITの活用で紙を使わないということにほかの県では取り組んで成果を上げているところもあると聞いていますが、それに対する考え方、方向性が何かありましたら教えていただきたいと思えます。

太田税務課副参事：電子申告につきましては、現在、法人県民税と法人事業税を既に実施しております。本県の状況ですが、16.8%という利用率になってございます。

阿部総務部次長：ペーパーレス化のお話ございましたけれども、ペーパーレスそのものが目的というよりも、結果的にペーパーレスにつながっているものとして、例えば、庁内のいろいろな庶務事務、出張命令である、出勤簿に判を押すとか、そういう内部的な管理業務につきましては、総務事務センターを設置しております。ここでは、一部の職員を民間の人材派遣を活用する形で、出張命令や休暇申請も、各職員のパソコン上で入力して決裁してもらうという形でペーパーレス化にもつなげていますし、省力化にもつなげているという取組でございます。約100名近くの職員を浮かせることができたところで、これは現行の行革改革大綱に基づいて実施したものでございます。

木立委員長：若山委員、よろしいですか。ほかに質問をお願いいたします。

鶴見委員：くどいようで恐縮ですが、前回申し上げたことをもう一度申し上げたいと思えます。

まず1つは、今の既存の組織の枠を越えた横断的な仕事の進め方ということについて、林人事課長も福田課長も予算編成も含め、県のほうでもご努力されていると。地域県民局もまさに委員の皆様からもご意見があって、そういう機能を果たしつつあるということだと思います。それはそのとおりなのではないかと思っておりますが、私が県をいろいろ歩かせていただいて、特に企業とお話をしていく過程の中で、その取組がご理解されているのか、ないしは、やはり不満が残っているのか、ちょっとよくわかりませんが、相当そういうことに対する批判的な意見が多いというのが、私の実感でございます。

さらに、石川室長には申しわけないですが、情報発信の話は次期基本計画のところで書きましようと思いましたが、なぜそういうことを言うのかなと。前の計画をつくっているときもそう思いましたが、これらはあちらの方に書くのでこちらには書きませんと、そういう思想そのものが、まさに縦割りだなと私は強く思っています。基本計画との車の両輪で行財政改革大綱があるわけですので、双方に同じことが書いてあってはなぜいけないのですかと。大綱をつくっているときも、基本計画をつくっているときも、人づくりはこちらの部署でつくりますので、ここでは書かないです。その意識そのものが県庁の方々の縦割り意識なのではないかと強く思っています。

かつ、今回、「イ 各部局の主体性の拡大」というのがはっきりうたわれていますので、ますますもってそうなるのではないかと私は思っています、それとカウンターを打つためにも、ここにウとして、「横断的な仕事の進め方」という項目をぜひ入れていただきたいと思います。文言はお任せしますけれども、気持ちとしては、既存の部署の枠を越えた、組織横断的な仕事の進め方を実現していく、それを可能にするための組織の見直しも含めた組織運営、体制もつくっていいと思いますけれども、人的資源、予算の配分のあり方を進めていくということ、ここで書くことによって、やはり県が変わった、ないしは県が一生懸命やっているということを県民の皆様にアピールする効果は大きいと思います。そういう面では、ぜひここに文言を入れてバランスをとるとともに、県のこれまでのご努力をアピールする、ご批判に対して真摯に向かったという姿勢を示すことは重要ではないかと私は強く思っています。

その絡みで、「(4) 県民との情報共有」の後の(5)として、「県外、海外への情報発信」という項目を立てていただきたいと思います。これは大綱に書いてある仕事をするだけでなく、これまで青森があまり上手でなかったという情報発信のやり方そのものに、県庁を挙げて、すべての仕事で取り組むのだという姿勢を示すためにも重要な項目ではないかと私は思います。

この2つは強く記入していただくことを要望いたします。

石川行政経営推進室長：前回のお答えが不十分だった点があるかも知れませんが、それぞれ行財政改革大綱なり県の基本計画というのは、それぞれの目的に従って策定するものでありまして、同じようなことを、県の計画だからどちらにも記載してよいのではないかとありますと、例えば、どこまでダブって書けばいいのかという問題もありまして、そこには自ずと、それぞれの計画の性格、精神を残した書き方があるのかなと思っています。

そういう意味で、「海外との情報共有・情報発信」については、繰り返しになりますけれども、県の政策をどうしていくのか、あるいは、県内にもう少しきっちり情報を出したらいいのではないかとのご意見もありますし、そこはどのようなふうな政策を持っていくのかという部分に関わるものであろうという気がしております。こうした発言自体が縦割りと言われてしまうと、なかなか辛いのでございますが。

ただ、部局横断の話は、確かに今回の行財政改革大綱を見渡すと言葉も出ていないし、我々としては、部局横断の重要性は非常に認識しておりますし、前回、林人事課長からも、実際いろいろな場面でやっているというご説明もしましたので、あえて今後ともそういうふうな視点でやっていくという意味を出すためには、盛り込むというのも一つの重要な観点なのかなという感じがしてございます。

阿部総務部次長：思いは、おそらく鶴見委員と我々も全く同じ思いです。部局横断とか、横の連携を十分図ってやらないといけないというのは、常々、知事もそこは十分やりなさいよと、我々もそういう指示は常日ごろから下りております。できるだけ我々もそういう形で、各部局と一緒に、これはお前のほうだとか、これはどっちだということではなくて、一つの政策目標を実現するためには、関係するところがそれぞれできるところを協力し合って、一つの目標に向かって仕事を進めていくということ、これをこれまでやってきたつもりです。また、人事課では、それに沿った形で、例えば職員を兼務発令するとか、もしくは、前回お話しした総合販売戦略課みたいな組織をつくるか、そういうお手伝いもしていますけれども、基本的に、我々はそういう考えは同じです。

県外への情報発信については、前回ご説明したように、次期基本計画においては、県外や海外への情報発信を盛り込むことを考えています。ただ、私も全く気持ちは同じですが、それを行財政改革大綱の中でこういった形で書けるのか。そこは、逆にある意味で、実はそういうことをやってしまうと、よくあるのですが、役所の責任の所在がどこになるのだと。協働するのはいいけれども、どこも責任を取ってくれないんじゃないかということも言われかねないところもありますので、そういうことも頭に入れながら、今、鶴見委員が仰った趣旨をどこまで今回の行財政改革大綱の中で書くべきか。それから、次期基本計画の中でどこまで書くべきかというのをちょっと整理したいと考えております。どうも大変ありがとうございます。

鶴見委員：ご理解申し上げることもありますが、ぜひお願いしたいということと、この大綱そのものは県民にアピールするというのも大変重要だと思いますし、県庁職員一人ひとりの行動の指針になるのではないかと思います。そういう面で言うと、行動の指針の中に、こういうものが大事なのだということを書き込むことそのものが行財政改革大綱の趣旨に反するとは私はとても思えません。かつ、所管部署がいろいろあるじゃないかという議論も、それであれば共管だという議論ではないかと思いますし、共管で責任を持つという議論も十分あり得ると思います。そういう面で言うと、私はこの2点、どのような書き方をされるかはお任せしますが、是非書き込んでいただきたい。重ねて強く要望申し上げたいと思います。

若山委員：今のやり取りに関連すると思いますが、基本的に、仕事をするプロセス、過程の見直しという切り口から入るべきかなという気がします。「ウ 人材の活用」という項目があり、「また、今後、定年退職者の増加を反映し……工事検査事務など専門的かつ勤務形態が再任用に適した業務を選定のうえ、再任用職員を積極的に活用します」ということが記載されています。これまでの仕事のやり方、仕組みを伝えるということでは、すごく効果としては高いと思いますけれども、効率化を上げるということは、今でも仕事のやり方そのもののプロセスを見直すということにつながりますので、そういう視点から考えれば、他の部局との連携であるとか、それから、人材の活用であるとかという切り口を見直す基本にプロセスの改善は必ずなってくると思いますので、それをどこかに盛り込んでもらえればいいのかと思います。

それから、これはあくまでも意見です。私は税理士として電子申告の普及を一生懸命やっているのですが、税務署、国税庁はかなり進んでいます。税務署は財務省の管轄で、県とか市町村は総務省の管轄ということで、現状は各市町村の電子申告の取組は非常に遅れています。これは財源等の問題もあると思いますが、なぜ国税局にデータが一元化されているものを県や市町村で利用してコストの削減を図らないのか。そこがすごく疑問に思いますので、納税者の立場としてはぜひ実現していただきたいという希望があります。

海老原総務部長：今、鶴見委員、若山委員からいくつかお話しいただきました。

まず、縦割りのところですが、まさに委員のおっしゃるような観点は大事だと思っています。総務部というのは、各部局に対して人員を配置したり予算を配分したりとか、部局間でどちらの事務かというときに事務の所管を決定したりとか、まさに総合調整を図っていくための支援部隊だと思っています。大綱の書き方もそうですし、むしろ日々の仕事の中で、各部にそういう気持ちで仕事をしてもらうために、我々総務部として何をやっていくのか。そのために人事、組織、予算編成、この中でどういう工夫をしていくのかというのが大事だと思いますので、仕事の仕方の見直し、若山委員のお話も含めて、よく考えていきたいと改めて思いました。

それから、電子申告ですけれども、これもやっていかないといけないと思っています。私は以

前、総務省にいたときに、実は地方税の申告の電子化の担当でして、毎日国税庁に行って話をさせていただきました。その中でも、三税協力の中で国税の情報をなるべく電子化して地方がいただくことで、国、地方を通じた税務行政の簡素・効率化になるのではないかとということいろいろ話をしておりました。本県においても、青森税務署をはじめ県内の税務署と租税協力のあり方ということいろいろ勉強会、検討もしております、個人情報に関することですので慎重な検討は必要なのですが、いろいろ工夫していきたいと思っています。国税のほうのe - T a xは県庁でもしっかりサポートしていこうということで、県庁の広報をいろいろ協力させていただいています。地方税のほうはe L - T a xというのを逆にやろうということで、これは国税庁さんに協力をお願いしますということで話をしまして、なかなか技術的な課題はあるのですが、これもしっかりやっついていかないといけないと思いました。また、改めて私から関係課に話をしまして、しっかりやるようにしていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

辻委員：「 県庁改革」のところは私もとても重要だと思います。そうした中で、一番重要なのは、基本的には地方公務員法でなかなか職員を解雇したりとかができないので、退職時にあわせていかに職員を適正に少なくしていくかということで、「ア 定員適正化」の部分で、一般行政部門及び警察、教育部門も含めて、中期にわたって適正に職員をここに掲げた目標どおりちゃんと減らしていくということに不退転の決意で望んでほしいというのが私の1番目のコメントです。

その中で、先ほど少し議論もありましたが、今までも行革をしてきていますので、少しずつ全体を減らすぐらいの行革だとかえって仕事が難しくなり、思い切った見直しは避けられない。今回は、「イ 出先機関の見直し」については、大胆に取り組まざるを得ないと私は思います。青森にいますと圏域がわりとはっきりしていて、県民局単位に集約していくというのは、基本的にはいいと思いますが、例えば、長崎県、離島部をいっぱい抱えていて、青森よりももっと条件が不利なところでも、教育事務所は全廃という体制を組んだり、東京都も島嶼部を抱えていますけれども出先機関はありません。基本的に分権の世界の中で、市町村に任せることは市町村に任せて、あとは本庁なら本庁中心に取り組んでいくという方針を出しているところもあるくらいですから、私は今回の県民局中心という基本的なスタンスはいいと思いますが、しかし、意識としてはかなり思い切って改革していかないと難しい。

その際注意してほしいことは、小さい出先機関が少しずつあってもサービスの機能強化になりません。現場で高い法律的知識や専門的知識が求められていて、児童相談所は児童相談所で機能を強化するとなると、小さい出先がたくさんあるよりも、少しまとめて、専門的に充実した職務体制の中でサービスを提供していかなければならない。ですから、効率化もさることながら、どうしたら最新の専門サービスが出先機関を通じて提供できるのか。サービス向上の観点からも出先機関の見直しは避けられないということを考えていただきたいというのが1点。

2番目に、直接サービスを提供するところはやはり重要ですが、意外に、県の出先機関で直接サービスを提供するのが減ってきています。例えば、土木事務所なども民間委託していると民間事業者のほうでサービスを提供していただくことになりまして、福祉事務所も、名前は福祉事務所ですけども、結局、町村の生保を提供しているということなので、多分、生保世帯の割合で言うと、直接県が提供しているところは非常に少ないと思います。

そういう中で、保健所は確かにありますけれども、地域保健法施行によって3歳児健診まで市町村でやるようになってきていますので、この役割も従来と変わってきています。したがって、

市町村の移譲と民間委託の動向を考えて、本当に必要な直接サービス、その直接サービスを本当に効果的に提供するにはどういう観点が必要なのかということに関しては十二分に検討してサービスを提供していただきたいと思います。

これらを考える中で、いくつか議論がありましたけれども、1つは、出先機関の再編というのは言うまでもなく管理運営事項であり、地公法で管理運営事項に関して職員団体とは交渉してはならないとなっています。したがって、私は全体として、県の職員の給与が民間給与実態より若干高めにあること自体が青森県全体にとってはいいことだと思っているのですが、しかし、職員組合の言うことを聞き過ぎて県民サービスの再編が疎かにならないように、くれぐれもご留意いただきたいのが1点です。

もう一点は、先ほど縦割りの話が随分ありましたが、民間企業もそうですが、基本的に縦割りですよね。縦割りのほうがやはり効率的で、共管が増えると基本的には物事のスピードが遅くなり、遅くなる中で、やはり一部幹部と総務部に権限が結果的に集中して、最後、じゃあ総務部にやってもらうかということで、全体県庁で盛り上がるというよりは、どちらかというと一部に負担が偏るということになりがちなのが私はします。

したがって、縦割りの弊害を除くということはしっかりやってほしいですが、しかし、迅速・効果的、全庁的に各部署がそれぞれ考えて、それぞれ迅速にサービスを提供するという体制、特に規模の小さい県はわりと総務部にすべてが集中する傾向があるので、むしろ全庁的に頑張っていくという中で、迅速な意思決定ということを強調してほしい感じがしています。

それと、「ウ 人材の活用」の中で、先ほどの再任用職員のところでプロセスの見直しという話がありまして、それもそのとおりですが、再任用職員という形をとることもさることながら、青森県の地域事情を考えると、再雇用職員の活用も図ったほうが、県民の理解が得られやすいのではないかと。何も再任用にこだわる必要はないのではないかと。このところをもう少し記述を配慮してほしいということ。

そして、「イ 人材の育成」の人事評価です。この記述ですと、人材育成とか職員の能力向上ということに主にこの中で記述されているのですが、しかし、基本的には査定昇給、成績、勤勉手当に対する成績率の導入というのが大きな方向で示されていて、これは能力と実績に合わせた給与支給ということが非常に強調されているので、ここはもう少し人事評価を、人材育成を最終目的にしながらも勤務条件に的確に反映していくということは正面からうたうべきではないかと思っております。

あわせて、「(2) 事務処理の効率化」における内部管理業務の仕組みです。これは非常に大きいんですね。民間委託が進んでいく中で県民にサービスを提供するよりも、内部管理業務の比重が相対的に高くなってきています。この内部管理業務は、ここに書いている以上にいろいろな内部管理業務があるのですが、これを適正な水準に引き下げていくということはシーリングをかけてもしっかりやってほしいと思います。以上です。

阿部総務部次長：まず1つ目ですけれども、出先機関の見直しを思い切ってやるべきだというご意見についてです。実施に当たっては、管理運営事項ですので、組合の言うことばかりは聞かないようにということですが、これにつきましては、私ども出先機関の見直しは、実はこの前の行革大綱の段階で相当踏み込んでやっております。お話のありました小規模な出先機関については、できるだけ、例えば、以前は県内に16の農業改良普及所があったわけですがけれども、それを大幅に集約化するなど、そういった形を進めております。そうした中でも、なおかつ地域の方とお

互いに地域づくりをやっていくのにどうしたらいいかということで、実は地域県民局という制度をつくって、出先機関の数は減らしつつ地域のご要望にもこたえていくという形で進めてきました。地域県民局はこれからおおむね3カ所程度にするわけですが、その際も、やはり大規模な見直しをやると同時に、できるだけ地域のご意見もお伺いしながら、ここは不退転の決意で進めてまいりたいと思います。

なお、私が先ほど申し上げたのは、実際、現場で業務をやるのは職員ですから、職員労働組合の意見をただ黙って聞くということではなくて、そういう趣旨を十分職員の方にもご理解をいただき、そういった形で仕事をしてもらおうということで周知を図りたいということでお話をしたつもりでございます。

次に、再任用の関係でございますけれども、本県の再任用でフルタイムの職員はほとんどおりません。基本的にハーフということで、勤務時間が通常、県にいたときの勤務時間よりも大幅に減っております。1日何時間とか、週十何時間とか、そういう形で勤務時間を非常に少なくしております。その関係で、給与については、非常勤職員の方々と比較しても大変低く、十何万円とかそのぐらいの額まで下げております。ノウハウを知らない非常勤の方を雇うよりは、ノウハウを持っている再任用職員を雇ったほうがむしろいいのかなと考えております。

もう一つは、再任用を使う職場、ここにも書いてありますけれども、例えば工事検査業務というのがありますが、これは年間に集中する時期が非常に特定しています。そこを全部正職員でカバーするともったいない部分が出てきます。そういう業務の多寡に応じた形で職員を張りつけたいということも考えてございます。

それから、人事評価のお話がございました。人事評価を給与のほうにも反映するべきだということでございます。人事評価については、平成18年度から本格実施しておりますけれども、制度的には給与のほうにも反映する制度となっております。また、現に一部、人事評価について給与に反映、一部ですけれども、反映するシステムも考えております。ただ、ご存じのとおり、人事評価については、今さまざまな意見もありまして、特に個人だけの部分とチームとしての部分とか、さまざまなこともあります。我々も制度としてつくっているわけですので、この点につきましては、もう少し他県などさまざまな例を勉強しながら、どういう反映の仕方があるのか検討してまいりたいと思います。

内部管理業務の縮減の関係がありました。これは先ほど私、総務事務センターということで申し上げましたけれども、対県民ではなくて、県庁の中だけのいろいろな仕事があるわけですが、それはできるだけ減らそうと。例えば会議でも、会議資料を減らしてワンペーパーとするとか、不要な会議はやめるとか。会議開催にどれだけのコストがかかっているのか、会議をやるときにはそういうことも十分考えてやらないとだめだとか。あと、高いホテルを借りるよりも、できるだけ無料の庁内の会議室を使おうとか。非常に細かい話ですけれども、そういうことも十分やっておりまして、スピード意識、コスト意識を持って仕事をやるということで進めております。内部管理業務についても、そういった観点から今も取り組んでおり、さらに範囲を拡大していくことで、現在検討しております。

辻委員：2点ほど。先ほどの再任用と再雇用についてですが、時給当たりで見るとやはり再雇用のほうが安くて、結局、使う側からすると、高い人が週半分来ってもらうよりは、もっと安い人が毎週、通常時間内に全部来てもらったほうが使いやすく効率がいいというポストもあると思います。したがって、どこに再任用を使って、どこを再雇用にするかということについては、しっか

り費用対効果を考えてやってほしいというのが1つです。

それから、人事評価に関しては慎重にでいいのですが、しかし、それこそもっと財政状況が豊かなところでも管理職を中心に勤務条件に反映を始めている団体もあるので、むしろ地域の中で民間から見る視線も厳しいということを見ると、これは不転の決意で、慎重ながらも早めの実施に移してほしいと思います。

木立委員長：たくさん意見をちょうだいしたのですが、大綱一次素案という形でどうやって反映されるかという形で最後にまとめるということになるとと思いますけれども、今のご意見、具体的に大綱の文言の中に、ここを修正してほしいとか、そういった形につながることを具体的に伺えればと思うんですけども。

辻委員：人事評価については、やはり勤務条件に反映させていく。査定昇給を的確に実施して、勤勉手当を成績率に基づいて支給していくということについては、やはり明記すべきです。これは「(3) 職員給与の適正化」のウあたりで書くべきなのか、それとも「(4) 職員の能力向上と意識改革」の「イ 人材の育成」の中で書くべきなのかはありますけれども、そこは書くべきではないか。

「ウ 人材の活用」の部分については、再任用と並んで再雇用職員を積極的に活用するということを明記すべきではないかと思います。

木立委員長：縦割りについて、鶴見委員と若干違うニュアンスのお話であったと思いますけれども。

鶴見委員：辻委員のご指摘を受けて、また改めてそうだなと思うこともありますが、県民、企業も含めた不満はどういうことかということ、多分、自分たちが何かをやりたいと思って県に来ると、例えば商工労働部に行って話をすると、この関係はあそこの部署だからあそこに行きなさい、あっち行きなさいということだと思えます。挙げ句の果てに、総務部に持ち上がって総務部で調整するなんていうのはもってのほかみたいな話でございまして、ある意味、県民サイドの要望を包括的に受けとめて、はっきり言えば、それが県民局の仕事なのかもしれませんけれども、各部局内の調整を最初に受けた部署が包括的に全部調整してくれる。県庁内の仕事は任せないという立場で調整していくという面が多分相当足りないのではないかと。ある意味で言うと、企業でも個人でもそうかもしれませんが、包括的に要望を受けるワンストップと県庁の中でもおっしゃっていると思いますけれども、そういう仕事の進め方をすることが大事ではないかと。ましてや、上層部の総務部とか企画政策のほうで、また上から調整をかけてやるという仕事の仕方をするということでは全くないということだと思っています。他県の小さい県でそういうことになっているということでは、むしろ弊害が膨らんでいくということだと思っていますので、そういう面で言うと、ある意味、RM機能(リレーションシップ・マネジメント)という言葉があると思いますけれども、県民の主体、企業、個人に対する包括的要望を受け取って、各部署の間を包括的に、自分が責任を持って調整していくという意味での横断的な仕事の進め方だと思っています。先生のおっしゃることと私の言っていることは矛盾していないと思っていますし、ましてや、上層部に持って行って、上のほうで調整することをやれということでは全くない。そのやり方が間違っていたということではないかと思っています。

辻委員：記述としては、「イ 各部局の主体性の拡大」の中で読み取れるのかなというふうに思いました。その前の定員適正化の見直しの記述自体は、私はこのままでいいのではないかと考えております。

木立委員長：まだほかの章も残っておりますので、ここの章に関してほかのご意見をいただいて、

次の章に関してのご意見も一通りいただいて、最後にまとめということで、各セクションごとの話し合われた内容をまとめるという順に進めさせていただいて、全部終わった後に全体を振り返って、この章はこれよりよろしいかということで審議いただくということでいかがでしょうか。

それでは、「県庁改革」について、ほかにご意見はありませんか。

藤村委員：この章に関して、「県民ニーズを的確に反映する」という文言があちこちに出てきております。それをニーズと行政サービスを提供していくという部分から、少数精鋭主義でこれから県がやっついこうとしている行財政に関して、去年まで附属機関の見直しとか廃止を十分なさつて、実績をみると六百何人の委員の削減が実現されたとあるのですが、私たち県民から言うと、相当な人数が削減されているんだなと感じました。

それと同時に、私たち県民としては、ある意味、不安も覚えます。それはなぜかといいますと、職員は少なくなっている。いろいろな行政は見直されている。そうなったときに、チェックではないですが、県民の言葉がどこに入るのかと考えたときに、附属機関とか委員会というものは、ある程度なくてはいけない、ますますなくてはいけないのではないかという感じがします。そうなったときに、県のほうにばかり負担を求めるのではなく、財政面では私はわかりませんが、私たちがいただいている報酬の条例から見直しをかけて、そんなにいただかなくても意見を言いたい人はいると思います。そういうところから見直しをかけるという手段も県のほうではお考えになってはいかがかと思います。

阿部総務部次長：今、附属機関のお話ありがとうございました。私どもは附属機関の使命は大事な使命がある。県民の方、学識経験者の方から貴重なご意見を伺う大変大切な話だと思っております。ただ、実は我々、附属機関の統廃合を進めてきた理由は、附属機関の中には、なぜこれをつくったのか。その目的がどうも似たようなものがあるのではないかと。似たようなものは統合しましょよと。必要に応じて部会をつくってやればいいのかではないですかと。それによって、例えば20人ずつ委員がいるのを統合することによって、10人減らすことが可能ではないですかと。あるいは、附属機関の中に、世の中の状況が大分変わってきて、今の世の中の状況だと必要なのか、もっと別な形でやってもいいのではないかとという附属機関もあります。そういったものを中心に、我々としては統廃合を進めてきたということです。一方で、県民の側からのさまざまなご要望にこたえるために、例えば、各県民局で活性化協議会というのがつくられていると思いますけれども、そういった場を通じて県民の方から意見をいただく場は別途つくっているということでございます。

それから、報酬のお話ありがとうございました。そういうふうに言っていただければ大変ありがたいことだと思います。やはり附属機関の委員の中には、非常に専門的な見地からご意見をいただいている方、大学の先生とか、さまざまな方もいらっしゃいます。そういった中で、非常にお忙しい中来ていただくということでございますので、どの額がいいのかというのは難しいことがあるかと思いますが、他県の状況とかさまざまなことを勘案しながら、適正な額になるようにこれから努めていきたいと思っております。ただ、基本的には、来て、ご意見をいただいて、その方のお時間をいただくわけですから、無償というわけにはいかないだろうとは思っております。

木立委員長：それでは、この2章について、文言にかかわるご意見があれば伺うということで、次に進みたいのですが、よろしいでしょうか。

木立委員長：では、 の財政構造改革についてご意見をいただきます。

石田委員：県庁改革と少しダブるようなところもありますが、職員給与の関係でございます。これまである意味では、大変な取組を続けてこられてきたという経過がございます。実は私の会社でも、大変な賃金の切り下げなども実際やってきた経過などもあるわけですが、正直言って、その結果としてあらわれてくる仕事に対する意欲とか、あるいは会社に対する思いとか、大きな影響が出てきているというのが、労使ともに勧告として持ち上がっている部分も実はあります。そういったことを考えますと、職員給与のあり方は、本当に慎重にやっていかなければ、一つ間違えば大変なことになりかねない課題でもあるのではないかと考えています。それだけに、やるということになるのであれば、労働組合と真剣に話し合った上で、納得し合って実施していかなければいけない課題だろうと考えていますので、ぜひその趣旨についてご理解いただければと思っています。

もう一点、「(1) 地方税体系の見直し」の関係です。「地方消費税の充実」という文言があるわけですが、少し中身的にどういうイメージを持てばいいのかをお聞かせ願えればと思うわけですが、もしも消費税について、財源確保のために上げることなどを含めて考えているということになれば、このところは本当に慎重に扱っていかなければいけない課題なのだろうと思います。今、青森県の所得水準は非常に低い。基本計画の中でも所得を上げていこうではないかという提起がされています。そういった状況がありますし、一方では、さまざまな物価が上がっています。そういった環境があるわけですので、そういう中で、税を上げるということについては、県としてそのことを提起すること自体がどうなのかという思いを私は持っています。ですので、もしもできるのであれば、ここの記載については一考願いたいという思いを持っていることをお伝えしたいと思います。

阿部総務部次長：それでは、職員給与の適正化の関係についてお答えしたいと思います。職員給与につきましては、人事委員会勧告を十分踏まえまして、なおかつ県民の理解が得られるような適正な給与制度水準が確保されるよう、これからも取り組んでいきたいと思っています。その過程の中では、勤務条件に関するところでございますので、ご指摘のありました組合のほうとも十分話し合いをし、ご理解をいただけるようにしていきたいとは思っています。

それから、辻委員から言われたこととも関係いたしますが、先ほど勤務実績、業績を給与のほうに反映させるべきというお話が確かにありました。我々としても、現在それを制度化し、実際に一部運用しているのですが、それがなぜ今、本格的な運用をしていないかという一つのお答えになりますが、実は今、職員の給与をカットしております。辻委員が言われた反映というのは、逆に、給与の増要因にもなるわけですが、現時点では、職員については給与カットをやっているという状況があるので、そういった中で成績を給与に反映させるというのは、今の段階ではなかなか難しい部分があるので、先ほども言いましたように、今後、そこは引き続き他県の状況を見ながら検討していきたいということでございます。そこもご理解していただきたいと思っております。

福田財政課長：それでは、地方消費税の関係についてお答え申し上げたいと思います。ここでは、地方消費税の充実という記述になっておりまして、必ずしも消費税率の引き上げということでは書いてございません。具体的には、例えば現行の消費税、地方消費税の配分割合の見直し、税源交換といったことも考えられるので、必ずしも税率の引き上げということを前提としたものではありません。ただ、いずれにいたしましても、全国知事会をはじめとして、地方におきましては

税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実などによりまして偏在性と安定性に配慮した地方税体系を構築すべきという共通の認識がございまして、こういったことを国に対して働きかけてまいりたいという趣旨でこのような記述とさせていただきます。

木立委員長：ほかにご意見は。

須藤委員：下北から来ました須藤です。先ほどから出先機関の見直しというところで、ちょっと切ない気持ちで聞いておりました。それは地域県民局のことですが、どんなにITとか事務処理とかいろいろなことが機械化されても、私は、そこにいる県庁の人たちと住民が一体となってやる下北活性化事業などに参加していると、本当に今、地域県民局というのが下北にあることで、住民の方も私たちも大変助かって、ちょっと活性化に進んでおります。そう思ったとき、一次素案の中には「おおむね県内3地区」とあります。ぜひ県庁所在地から遠く離れた下北は外さないでくださいと声を大にしたい思いでいっぱいです。よろしくお願いします。

もう一つは、「(4) 県民との情報共有」の中で、「迅速な情報発信や出前講座の拡充」とありますけれども、出前講座というのは私も2年前に一覧をいただきました。上から数えてみましたら、確かに171テーマくらいありました。そこで、このように県民との情報共有という一覧を出してからどのような効果があったのかを、どの課でもよろしいですからお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

石川行政経営推進室長：下北の地域県民局につきましては、現在のところ、再編の具体的な形については今後検討することとなっておりますので、ご要望として受けとめさせていただきます。

原田政策調整課課長代理：出前講座についてお答え申し上げます。出前講座をいろいろご利用いただきありがとうございます。出前講座につきましては、講座を実施した後で、参加の皆様からアンケートをとってございます。そのアンケートで、講師の先生が非常によかった。そして、この点を次回から考えてほしいとか、いろいろなご意見はいただいております。それは講座を実施していただいた部局にお返ししまして、またさらに県民の皆さんにわかりやすい情報共有、講座ができるようにということで役立てておりますので、よろしくお願いいたします。

須藤委員：出前講座のことですが、講師を新たに県のほうで依頼してよこすのではなくて、県庁の方が見えるんですね。はい、わかりました。どうもありがとうございます。

木立委員長：ほかにご意見はありませんか。

若山委員：先ほど石田委員からも質問があったのですが、「(1) 地方税体系の見直し」の中で、「偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築」と記載されていますが、これは税体系を新たに構築するということでしょうか。今の税体系を見直すということでしょうか。それが、例えば新たな税体系を見直して変えるということが可能なのでしょうか。

福田財政課課長：地方税体系の見直しということは、まさに今の地方税体系を見直すということ。現状のままの地方税体系では、偏在性が都市部と地方部で生じているといった問題を抱えておりますので、そういったことを見直していく。あるいは、受益と負担の関係もあるのかもしれませんが、この辺は国民的議論で今後どうなるか、そういった動向も見極めながら、地方としては、やはり偏在性が少なく、各地域でそれほど差がないような地方税体系をしっかりと構築していただくことが大事だということを、地方の立場から国に対してしっかりと働きかけていくといったことを期待しているものです。

若山委員：では、これはお願いですが、今朝の東奥日報に「攻めの農業で自給率を127%にする」ということが書いてありました。いくら頑張っても自給率100%達成できない県が当然あ

りますので、例えば、青森県は127%ということは、他の県にも貢献していると私は考えます。都市と地方の税源配分の段階で、その辺のところを一つは考慮するという。それから、教育にかかる費用です。青森県で教育にかかる費用をいっぱいかけて、そして、卒業した人が県外に行って働いて、所得を上げて、その市町村に税を収めているという実態があります。人をつくるということで青森県は貢献したわけですから、その貢献の度合いをきちんと、難しい面があると思いますが、判断して、例えばその県に配分するとか、地方と都市の税の配分の仕方もありきだと思います。それから、自給率を上げるということは、農家の方が非常に頑張るということですから、頑張ったことに対して、農家の人たちに何か還元してあげる。その辺が出てくれば、目指す県民サービスとか行政のサービス、そのために何をすべきかという戦略の絞り込みが非常に出てくるような感じがします。いくら行政サービス、あるいは県民サービスのレベルをもっと上げようとしても、そこにお金の問題がついてこなければできないことですので、そこと一体のことですから、ぜひ地方税体系の構築ということであれば、1点は自給率の観点から、あるいは、教育という観点から税配分をもう少し見直してほしいという意見をぜひ入れてほしいと思います。

福田財政課長：今のご指摘はそのとおりというところでございまして、まず、本社が東京にあるからといって、全国で稼いでいるわけですから、そういった部分の地方税体系の見直しということもありますし、また、教育や農業、結局、日本自体としてどれだけ必要なかということもございまして、そのための財源をしっかりと確保する。それはまた交付税の役割になってくるかもしれません。そういった全体の面でしっかりと考えていかなければならないと思います。

若山委員：今、難しい企業誘致とかにお金を使うよりも、貢献度合いを明確にして、これだけ頑張ったからこれだけ配分してほしいというほうが私はわかりやすいと思います。よろしく願います。

木立委員長：あと5分程度で予定の時間となりますが、意見をたくさん賜っておりますので、多少延長になる見通しでご容赦いただきたいと思います。大綱に我々委員の意見が盛り込まれるように、できるだけ内容に即した形のご意見をいただければと思います。章について、ほかにご意見はありませんか。

柳沢委員：「(1)地方税体系の見直し」のところにちょっと加えてもらいたい文言ですが、法人の事業活動と無関係に配分するのかどうかという問題も出てくると思うので、イとして「意義と役割を十分に検討する」というような文言を一つ加えていただけないものかと思います。

福田財政課長：こちらに記載しているのは、特にこれから議論になる部分もあると思ひまして、国に対して働きかけるべきものを選んでおりますが、例えば、法人事業税などにつきましては、国で現在、制度で税源の偏在の取組は実際にやろうということを決まっている部分もございまして、その中で、どの部分を積極的に働きかけていくのかということも踏まえながら考えさせていただきたいと思ひます。

木立委員長：「(1)地方税体系の見直し」に関してのご意見が続いていますけれども、前の26ページの最後に、「国に対して積極的に働きかけていきます」と書いてあって、ここから働きかけていく内容に急に入るわけですが、スーッと読んだときに主語がどこなのかということ、切れ目がわかりにくいような形になっているので、委員のご質問もその辺もあったのかなと思ひます。その点について、記述に何らかの工夫が要るのではないかと思ひました。

福田財政課長：表現につきましては、内容がきちんと伝わるような形でもう少しまた考えてみたいと思ひます。

木立委員長： 章に関して、ほかにご意見ありますか。

辻委員：先ほどから議論になっていることですが、ここは基本的に陳情、要望なので、しっかり実情を訴えていくということだと思います。けれども、「(2) 地方交付税総額の増額等」として、今回、地方交付税総額の確保ではなくて増額をうたっているというのが一番重要であるので、「イ・・・充実確保」になってところは、「増額」としてくれというのが一つです。

もう一つ、国全体で見ると、社会保障関係費の義務的経費が増えて、それに必要な基準財政需要額をちゃんと積み上げろというのが正しいと思うのですが、結局、青森県は高齢化率こそ高いですけれども人口は少ないので、社会保障給付自体を積み上げても、総体的に交付税は減る可能性があると思います。となると、重要なことは、先ほど言った自然環境だとか農地保全だとか、環境フレームで基準財政需要額を積み上げ済みだということになってはいますが、この部分についてもう少し適正に財政需要を反映してくれという主張をしないと難しいのではないかと思います。教育については、ロットは大きいですが、現時点でほぼ全額見えていますので、ここで主張しても、それこそ子供の数が減りますので、性格的には環境、農地その他のもので適正に基準財政需要額を積み上げるというのを強調すべきではないかと思います。

福田財政課長：先ほど表現方法の工夫のお話もありましたけれども、ここを地方交付税総額の「増額確保」と書いたほうがいいのではないかと思います。修正する方向で考えさせていただきたいと思います。

それから、財政需要のところですが、確かに、教育のところは逆に子供の数が減って経費は少なくなっているのですが、本県におきましても、社会保障費は増大している面はあります。それから、地方再生対策の強化と書いてありますが、まさに、地方の国に対する貢献といったものをどう考えるのかという議論の中で入ってきたものですから、そういった趣旨もここでは含めているつもりではあります。

木立委員長：予定の時刻を超えますけれども、予定の時刻で退席される委員もいらっしゃるようなので、全般にわたって結構ですけれども、ご意見はありませんでしょうか。

鶴見委員：この3番目の論点について、私から申し上げることはもう特にございません。何度もくどくなって恐縮ですけれども、これで帰らなければいけませんので一言だけ言わせていただきますが、先ほどの「主体性の拡大」というところで、先生からここで読めるのではないかという言葉いただきましたけれども、この文言をよくよく読むと、私は各部署に対する予算ないし人的配分の権限移譲のようにも読めまして、横断的に、主体性に持って仕事をするのだというイメージをこの中で読み込むのは難しいのではないかと。ないしは、一般の方にわかるのかなと私は思います。そういう面で言うと、先ほどから申し上げていますように、県民の方にこれまでの県庁のご努力をアピールするということも含め、ないしは、批判に真摯に向き合うという議論も含めて、私はここにウという形で一項目設けながら、まさに主体性と横断的というのを並べて書いていただいたほうが、私のような一般国民はわかりやすいと思います。

私からは以上でございます。

木立委員長：それでは、引き続き 章についてのご意見を。特になければ、時間を超過しておりますが、ここで5分間休憩いただいて12時5分に再開させていただきます。それで、全体にかかわるまとめをしたいと存じます。

( 休 憩 )

<一次素案全般>

木立委員長：お約束の時間を超過いたしましたので申しわけありません。再開いたします。

それでは、大綱一次素案について、各セクションについてご意見をいただいたのですが、全般にわたって再度、意見とか、セクションにかかわりなくこれをぜひという意見があればいただきたいと思います。

小形委員：これは県の行財政改革ということなので、懸念といいますか、重箱の隅をつつくわけではありませんけれども、少し気になる点ということでご質問させていただきます。

まず、先ほど藤村委員から資料1に関してありましたけれども、県全体の行政改革項目について98.2%という非常に進捗率がいいという状況の中で、定員適正化というところが一般行政の564人の目標に対して631人。たしか3カ年なのでお気に召すなど、いわゆるマネジメント想定内ということなのかもしれませんけれども、一般に、民間でも退職者が出ると退職金という問題が出るわけです。そうすると、年間給与の倍以上ということが出てくるわけで、計画どおり行くということは非常にいいことだけれども、計画が進み過ぎるのはどういうふうにとらえているのか。想定内だからいいですよということなのか。民間だと10人とか20人を削減すると、退職金ははずしくくるわけなので、この逼迫した、あまりフレキシブルではないような財政予定を組まれている中で、その辺は読み込みされているということなのか、それを一つお聞きしたいと思います。

福田財政課長：財政見直しについて、退職手当のお尋ねがありましたけれども、こちらは今後の退職者などを見込んできちんと推計した上での数字とさせていただきます。

海老原総務部長：確かに頭の痛いところでして、定員削減すると退職手当がかさむということがあります。したがって、県の予算でも見込んでいるということで、退職手当が増加していることは事実です。ただ、退職手当は一時的に支出は増えるのですけれども、定員削減をして毎年の人件費がその分減るとか、あるいは若手の職員に切り替えますと、若いので給与水準が下がるということで、人件費総体としては、退職手当を含めても実はかなり減ってきています。たしかこの5年間で1割近く落としているのではないかと思います。

ですから、800人削減というのは全国でもトップクラスの目標なので、これを超えて、過ぎるというのはなかなかしんどいところがあって、この計画をやるだけでもかなり大変だなと思っていますが、なるべくこれを進めていくことでやっていきたいと思っています。一時的な退職手当の増もありますけれども、これはやはりしっかりやっていくことで、人件費全体の適正化を図っていきたいという考え方であります。

木立委員長：ほかにご意見は。

柳沢委員：「(4)県民との情報共有」のところですが、これだけ徹底した効率化を進めていくと、ますます情報共有をきちんとやっていかなければいけないわけですが、ここに3行にわたって簡単に触れられていますが、毎回、この大綱が出るたびに同じようなことを書かれていると思いますが、その中で、一体どういう課題があったのかということと、今後、その課題を踏まえて新しい取組を何か考えられているのかということをお聞きしたい。

また、今、藤村委員と話をしている、県庁のホームページを見ると、文字がダブるんですね。すごく見づらくて、うちのパソコンだけかなと思っていたのですが、今その話をしたら、そうだという方がいらっしゃるの、結構そういう症状の方がいらっしゃるのではないかと思います。

す。いろいろ探すのに非常に見つらくて、その部分もぜひ修正をしていただきたいと思います。石川行政経営推進室長：情報共有活動につきましては、今回の行財政改革大綱と次期青森県基本計画は車の両輪だということで、現在もやっておりますけれども、これから県民の皆様にしっかりご説明する。知事による県民説明会も、前回の委員会でスケジュールの中でご説明いたしました。企画してございます。何よりも県民の皆様には情報をお伝えして内容を理解していただくということが最も大事だということがございまして、引き続き前回やりました情報共有活動と同じような取組を今後ともきっちり進めていきたい。そうした上で、年末にかけまして、意見を取り入れる部分は取り入れまして、この大綱をよりよいものにしていきたいと考えてございます。

原田政策調整課課長代理：県庁のホームページについてですが、実は、7月下旬に、より見やすいホームページにするため、システムを今、変更させていただいております。その影響がどうかわかりませんが、担当課にしっかり伝えまして対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

#### <まとめ>

木立委員長：ほかにご意見はありますか。それでは、まとめに入らせていただいてもよろしいでしょうか。ご意見をいろいろいただいて、県側の回答とあわせて、こちらでまとめさせていただきたいと思います。異論があれば伺います。

1点目は、19ページ、鶴見委員の「横断的」という文言を入れてほしいという意見ですが、前回も人事課長からそういった内容は実際行っているというお話もありましたので、「2柔軟で機動的な行財政運営システムの推進」のどこかに入れる方向で、委員会として県側にお願いしたいということです。基本方針のときに私も理解したのですが、緊密に文章ができていますので、部分的に単独に入れ込むということは難しいと思うので、その調整を図りながら、具体的修正に関しては委員長に一任させていただければと思いますが、お願いする内容としては、どこかに「横断的」という用語を入れていただくということです。

2点目は、用語についての質問が委員からかなり出されたと思うので、一般的に理解可能なものかどうか、それとも、あまり定着していないものかという区分をしていただいて、適切な形で用語解説とか注釈というものをお願いしたいと思います。

3点目としては、26ページ、27ページのところで、財政課長からも検討いただくというお答えをいただいたので、27ページの部分が要望であるという区切りが読んだ場合に若干わかりにくく思いますので、26ページの終わりのところの文章を工夫するなどの形で読みやすくしていただきたいと思います。

以上3点は委員会共通のお願いということにしたいと思います。

あと、辻委員からいただいた18ページの「イ 人材育成」に関するところの記述です。ここについては、県側から異なる回答をいただいておりますので、委員会の意見を検討いただくということにしたいと思います。

それから、辻委員からもう一点、19ページの「ウ 人材の活用」について、再任用職員のところに関して、再雇用職員など別な文言を入れたらどうかという意見があったと思いますが、この点についても、県側からはそのとおり修正するというような回答ではありませんでしたので、引き続き、委員会としては県側に検討をお願いするということです。

それからもう一点、鶴見委員から、21ページの「(4) 県民との情報共有」のところで、県

外への情報発信ということの基本計画だけではなくこちらでも入れてほしいということでしたけれども、この辺も県側では難しいという回答であったと思いますが、引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上まとめますと、委員会として県側に修正をお願いする点が3点、検討をお願いしたい点が3点ということですが、委員の方はこれでよろしいでしょうか。

それでは、進行が拙く時間を超過し申しわけありませんでした。詳細については委員長一任とさせていただきます、各委員には後日郵送ということでお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

藤村委員：私が前回ご質問した件の中で、「財政健全化の見通しが立つまでの間」という文言を外せないとお聞きしましたが、その辺、確認をさせてください。

福田財政課長：現時点での考え方を表現するとそういう記述になります。

木立委員長：よろしいでしょうか。それでは、本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

### 3 閉会

小笠原副参事：大変ありがとうございました。それでは最後に、総務部長よりご挨拶を申し上げます。

海老原総務部長：長時間にわたるご審議、本当にありがとうございました。先週、今週2回の会議でさまざまなご意見をいただきました。一つ一つのご意見、それぞれのご経験を踏まえた大変重いものであったと思っております。一つ一つのご意見を職員一人ひとりが胸にしっかり受けとめて、今後の大綱策定の作業なり、あるいは日々の業務なりをやっていく必要があるなど改めて感じております。

一次素案につきましては、皆様からいただいたご意見を踏まえまして、今度は素案としてまとめた後、県民の皆様をはじめ、広く情報提供してまいりたいと思っております。そのため、パブリックコメントを実施いたしますとともに、県内各地区で県民説明会も予定しております。こういったご意見を伺う場の設定を行った上で、11月に最終的な大綱の案としてまとめまして、またご相談したいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続きいろいろなご協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

小笠原副参事：これもちまして、平成20年度第2回青森県行財政改革推進委員会を終了いたします。